

令和4年 第4回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年4月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時45分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠席 | 議席番号 | 農地利用最適推進委員 氏名 | 出欠席 |
|------|--------|-----|-------|------------------|-----|
| 1 | 関根 尚子 | 出席 | 東児玉 1 | 井上 彰 | 出席 |
| 2 | 塚田 あつ子 | 〃 | 〃 2 | 井上 進 | 欠席 |
| 3 | 深田 敏男 | 〃 | 〃 3 | 岡部 順一 | 出席 |
| 4 | 長谷川 雄二 | 〃 | 〃 4 | 萩原 良三 | 〃 |
| 5 | 飯野 泰司 | 〃 | 松久 1 | 小暮 義昭 | 〃 |
| 6 | 中沢 秀樹 | 〃 | 〃 2 | 田端 益隆 | 〃 |
| 7 | 中島 勝 | 〃 | 〃 3 | 徳世 久美子 | 〃 |
| 8 | 坂本 典穂 | 〃 | 〃 4 | 播摩 卓也 | 〃 |
| 9 | 中沢 健太郎 | 〃 | 大沢 1 | 阿武 富士子 | 〃 |
| 10 | 根岸 茂登雄 | 〃 | 〃 2 | 栗原 裕 | 〃 |
| 11 | 中嶋 敬子 | 〃 | 〃 3 | 根岸 上 | 〃 |

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第4回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 営農型太陽光関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

営農型太陽光関連 3、5 条について説明いたします。

今回の申請は、令和元年 5 月 21 日に 3 年間の一時転用許可を受けた通称第 6 期の 1 回目の更新申請になります。

当時、3 条で榊栽培のため土地の賃貸借権 20 年、上空にパネル設置のための地上権 3 年、太陽光パネル設置のため柱部分の 5 条一時転用 3 年の許可を受けました。

3 条の地上権、5 条の一時転用期間が 5 月 20 日で満了することから申請となりました。

3 ページをご覧ください。地上権になります。

借人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 貸人 〇〇 〇〇 土地の所在 別紙のとおり 畑 7 筆 8,416 m²
権利内容 地上権 3 年間 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無
借受地 8,416 m² 位置 別紙のとおり

次ページをご覧ください。柱部分の一時転用になります。借人、貸人、土地の所在は 3 条と同じです。

面積 7 筆 8,416 m²の内 2,035.8 m² 柱部分のみ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 3 年間 申請内容 職業再生エネルギー関連事業新設 発電出力 357.1 kw パネル合計出力 432.0 kw 取得状況 別紙のとおり 仮登記 抵当権 無 位置 別紙のとおり

次ページをご覧ください。申請地等の一覧になります。

番号 1 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 次ページ位置図をご覧ください。

赤字の 1 番になります。次ページ別紙 1 をご覧ください。こちらで発電出力 70 kw を発電しています。

5 ページに戻りください。

番号 2 大字〇〇△△△△番 6 ページ位置図 2 を確認いただき 8 ページ別紙 2 をご覧ください。

5 ページに戻りください。

番号 3 大字〇〇△△△番△ 6 ページ位置図 3 を確認いただき 9 ページ別紙 3 をご覧ください。

5 ページに戻りください。

番号 4 大字〇〇△△△番 6 ページ位置図 4 を確認いただき 10 ページ別紙 4 をご覧ください

5 ページに戻りください。

番号 5 大字〇〇△△△番△ 6 ページ位置図 5 を確認いただき 11 ページ別紙 5 をご覧ください。

| | |
|--------------|--|
| | <p>5ページに戻りください。</p> <p>番号6、7 大字〇〇△△△番△、△△△番 6ページ位置図6、7を確認いただき12ページ別紙6、7をご覧ください。</p> <p>許可要件は適切な営農が行われているかどうかになります。</p> <p>申請地では令和元年5月に営農型太陽光発電許可を受け、工事完了後に柵を植え付けていることから、定植後約2年経過しています。</p> <p>柵については定植後4年目から収穫できるとのことで、現在までに収穫はないとのことです。生育状況については、年1回2月下旬に農作物の状況報告を提出することとなっており、この報告で、知見を有する者から順調に生育中とのコメントがございました。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議お願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>営農型太陽光関連農地法第3、5条について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。大沢2番。</p> |
| 推進委員 大沢2番 | <p>令和元年に許可を出したときに太陽光発電の設備の撤去や廃棄処分に関する計画などはあるのですか。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>計画ではないのですが、撤去費用を見込んであることという条件がありますので、通帳の残高等の証明と業者見積りを添付して提出しております。</p> |
| 推進委員 大沢2番 | <p>20年後は太陽光パネルの廃棄が多く、撤去したくてもできないことが想定されます。申請の時には、どの業者がどういう方法で撤去し廃棄処分するのかというのを聞いていただきたい。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ただ、参考に教えていただける範囲で聞いておきます。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議 長 | 他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久 1 番。 |
| 推進委員 松久 1 番 | 現地確認しましたが、収穫できそうな榊もあり、順調に育っていると思います。 |
| 議 長 | <p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。ないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。6 番委員。</p> |
| 6 番委員 | 今回の更新申請で、榊の栽培も順調とのことで、撤去費用のことなどは心配ですが、国も太陽光発電を推進しておりますので、今回は許可にしてよいと私は思います。 |
| 議 長 | その他農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。2 番委員 |
| 2 番委員 | 先ほど推進委員の大沢 2 番の意見に対して確認するということですが、確認できたら情報共有してください。 |
| 議 長 | <p>事務局は確認できたら情報共有をお願いいたします。</p> <p>その他農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光関連 3、5 条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>営農型太陽光関連3、5条について審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>営農型太陽光関連の農地法3条につきましては許可、5条についても許可相当と議決されました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>受人 大字〇〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇△△△番地 〇〇〇 土地の所在 大字〇字〇〇△△△番△ 畑 1筆 484㎡ 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 大工職 新設 1棟 101.85㎡ 2階建て 取得状況 昭和61年12月4日 土地改良法による換地処分 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から5m</p> <p>16ページをご覧ください。場所は大字〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は両親と妻、子供3人で同居し、父親の営む建築業に従事しているが、子供も大きくなり手狭となることから、実家近くの申請地に自己用住宅の建設計画を立てたとのこと。計画敷地は1種農地で転用面積は484㎡となりますが、1種の例外規定に集落接続の一般住宅であれば許可要件に該当します。</p> <p>道路接続については、申請地北と東側に5mの町道があり、東側道路から水道、北側道路へ排水を接続するとのこと。建物は新築1棟2階建てで建築面積は101.85㎡の予定です。</p> <p>14ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>5条の番号1を審議いたします。農業委員4番より補足説明をお願いします。</p> |
| <p>4番委員</p> | <p>先日現地を確認いたしました。現地には麦が栽培されておりました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 議 長 | 次に、推進委員東兎玉4番より、意見がありましたらお願いいたします。 |
| 推進委員 東兎玉4番 | 現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。 |
| 議 長 | <p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>受人 ○○市○○町△丁目△△番地△△ ○○○○○△△△ ○○ ○○</p> <p>渡人 大字○○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○○○△△△</p> <p>△番△ 畑 1筆 329㎡ 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 30年間</p> <p>申請内容 職業 会社員 新設 1棟 108.48㎡ 1階建て 取得状況</p> <p>平成17年3月13日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用</p> <p>地区域外 宅地から5m 令和3年12月27日 農用地から除外 申請地は</p> <p>令和3年8月25日、除外にあたり農業委員会へ意見照会があった内容となります。</p> <p>18ページをご覧ください。場所は大字○○○字○○○地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は隣町の借家に妻と子供の3人で暮らしています。子育てや今後のことを考えると借家では手狭なため、戸建てを計画したが条件にあう土地がなかなか見つ</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>からなかったとのこと。そこで母に相談したところ、申請地の利用を進められ、実家まで徒歩で3分と近く、生まれ育った地域でもあることから住宅の計画をしたとのこと。</p> <p>計画敷地は1種農地で転用面積は329㎡となりますが、1種の例外規定に集落接続の一般住宅であれば許可要件に該当します。</p> <p>道路接続については、申請地西側に5.4mの町道があり、そこから水道と排水を接続するとのこと。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は108.48㎡の予定です。</p> <p>14ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 5条の番号2を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いします。 |
| 1番委員 | 先日申請者から連絡ありました。こちらは息子が家を建てるとのことなので特に問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 議 長 | その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。 |
| | 他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 |
| | 質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 |
| | (農業委員全員挙手) |
| | 賛成全員につき、許可相当と決定します。 |
| | 続きまして、5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 受人 ○○市○○町○○△△△△番地△ ○○○○○○△△△ ○○ ○○ |

| | |
|--------------|--|
| | <p>渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△ 畑 1筆 445㎡ 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 30年間 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 144.14㎡ 1階建て 取得状況 平成3年9月23日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地 区域外 宅地に接続 令和3年12月27日 農用地から除外 申請地は令和3年8月25日、除外にあたり農業委員会へ意見照会があった内容となります。 20ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は隣町の借家に妻と子供2人で暮らしています。申請地は実家に近く、将来的には農業後継者として両親の面倒を見ながら農地の保全をするため、住宅建設を計画したとのことです。</p> <p>計画敷地は1種農地で転用面積は445㎡となりますが、1種の例外規定に集落接続の一般住宅であれば許可要件に該当します。</p> <p>道路接続については、申請地西に5.4mの町道があり、道路から水道と集落排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は144.14㎡の予定です。 14ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 5条の番号3を審議いたします。農業委員5番より補足説明をお願いします。 |
| 5番委員 | 先日現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 議 長 | 次に、推進委員松久1番より、意見がありましたらお願いいたします。 |
| 推進委員 松久1番 | 現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。 |
| 議 長 | その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。 |
| | 他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 |

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

受人 ○○市○△丁目△号 ○○○○○○○○○△△△△ ○○ ○○ 渡人
○○市○○△丁目△番△△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△
△△番△、△、△ △△△△番△ 畑 4筆 121.25㎡ 自己用住宅 権
利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 74.52㎡ 2階建
て 取得状況 平成17年2月24日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第
1種農地 農用地区域外 宅地から20m △△△△-△、△△△△-△合わせて
323.48㎡。

22ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は隣町の借家に妻と2人で暮らしています。申請地は自然が多く、静かな土地を探していたこと、また職場も近い(○○市)ため住宅建設を計画したとのことです。計画敷地は1種農地で転用面積は121.25㎡となりますが、1種の例外規定に1種農地の割合が計画敷地全体の1/3以内であれば許可要件に該当します。申請地は敷地全体で444.73㎡、1/3の148.24㎡以下となることから要件には該当します。

道路接続については、申請地南に3.4m、西に5.0mの町道があり、西側道路から水道と排水を接続するとのことです。

建物は新築1棟2階建てで建築面積は74.52㎡の予定です。

14ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号4を審議いたします。こちらについては私の担当地区なので補足説明をします。

先日現地を確認いたしました。住宅建設には特に問題はないと思います。ご審

| | |
|--------------|--|
| | <p>議をよろしく申し上げます。</p> |
| | <p>次に、推進委員松久3番より、意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 推進委員 松久3番 | <p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久1番。</p> |
| 推進委員 松久1番 | <p>先ほど、1種農地が計画敷地全体の1/3以内であればよいということですが、1/3以上になると転用は許可できないのですか。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>農地法の1種の例外規定の中で、1/3以内であれば許可できるということなので1/3以上だと許可できないと思われま。</p> |
| 議 長 | <p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>続きまして、5条の番号5について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 受人 ○○市○○△△番地△△ ○○○○○○○○○△△△ ○○○○○ 渡人 ○○市○○○△丁目△番△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△、△ 畑 2筆 497.39㎡ 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 132.49㎡ 1階建て 取得状況 令和2年3月19日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>24ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は隣町の借家で同居人と暮らしています。勤務地が東京丸の内内にあり東京駅から近いいため新幹線通勤を重点に静かな土地を探していたとのことです。なお、受人は中国籍ですが永住者として在留資格を得ているとのことです。申請地は敷地全体で497.39㎡ですが、△△△番△は後退線で美里町に寄付する予定とのことです。</p> <p>道路接続については、申請地西に5.4mの町道があり、西側道路から水道と排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は132.49㎡の予定です。</p> <p>14ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 5条の番号5を審議いたします。農業委員11番より補足説明をお願いいたします。</p> <p>11番委員 先日現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 次に、推進委員松久2番より、意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>推進委員 松久2番 現地を確認いたしました。周りは住宅地なので特に問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。</p> |
|--|--|

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号6について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次ページをご覧ください。</p> <p>受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△番△ 畑 1筆 495㎡ 自己用住宅及び倉庫 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 住宅92.7㎡ 2階建て 倉庫 46.37㎡ 取得状況 平成23年9月22日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から6m。</p> <p>26ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は町内の借家に妻と子供2人で暮らしています。職場は町内にあり、借家で狭いため一軒屋の計画を立てたとのことです。趣味でレジャー用の車2台、軽トラック1台、通勤用に妻と1台ずつの合計5台所有しており、倉庫に2台保管するとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地西に5.4mの町道があり、道路から水道と排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は2階建ての住宅92.70㎡と倉庫の予定です。</p> <p>15ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議 長 | 5条の番号6を審議いたします。農業委員6番より補足説明をお願いします。 |
| 6番委員 | 特に問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 議 長 | 次に、推進委員大沢2番より、意見がありましたらお願いいたします。 |
| 推進委員 大沢2番 | 現地を確認いたしました。気になったところは倉庫が広く、先ほどの説明で車2台を保管するとのことですが他にも何か使うのですか。 |
| 議 長 | 事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 車2台の他に、農業に興味がある方みたいなので後にトラクター等を保管すると聞いております。 |
| 議 長 | その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。 他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号6について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 |
| 事務局長 | 5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。 |

農地法第5条の番号1から番号6の案件につきましては許可相当と議決されました。

議長

第3号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

29ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。農振農用地（青地）は町が指定しています。そして、農用地から除外（白地）するには農業委員会に意見照会することが定められています。

これら4件については農用地から除外後に農地転用の申請書の提出があります。

皆様にはその時再度、農地法に沿った審議をいただくことになります。

番号1 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 一般住宅 大字○○字○○△△△番地△ 地目 畑 農振除外面積 480㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

次ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。事業計画者は○○市の借家で夫と子供の3人家族で暮らしているが、手狭で将来の事を考え住宅敷地を探していたとのこと。希望する土地が見つかることができないなか、実家近くの母の古くからの知人より土地を譲っていただけることになったとのこと。

29ページをご覧ください。番号2 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 一般住宅 大字○○字○○△△△△番地△ 地目 畑 農振除外面積 338㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

32ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。事業計画者は○○市にある実家に妻と子供2人、両親で暮らしているが、いつかは住宅を持ちたいと条件に合う土地を探していたとのこと。計画地は勤務地に近く、周辺に同世代の子供もいることから住環境に適しており、仕事で利用するトラックが駐車できるスペースも確保できるとのことです。

29ページをご覧ください。番号3 事業計画者 ○○ ○ 変更目的 住宅敷地拡張 大字○○○字△△△番地の一部 地目 田 農振除外面積 1,197㎡のうち78㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

34ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。事業計画者は平成10年に計画地となり住宅を建築しました。その後子供を大きくなり親世帯含めて車を4台保有しており、さらに

| | |
|--|---|
| | <p>1 台保有予定とのことで物置とカーポートを計画しているとのことです。</p> <p>2 9 ページをご覧ください。番号4 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 庭 拡張、駐車場 大字○○字○○△△△番地△ 地目 畑 農振除外面積 1 9 3 m² 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。</p> <p>3 6 ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。事業計画者は計画地北に住んでいます。現在車を3 台保有しており、過去に車の部品が盗まれたことや、子供が生まれることから屋 根付きガレージの設置と子供の遊び場を計画しているとのことです。</p> <p>議 長 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について審議いたします。推進委員の 方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないよ うですから、次に移ります。</p> <p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問が ないようですから、採決したいと思います。農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>議 長 第4号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について議題とい たします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 この度、町から農地中間管理事業 下児玉地区、関地区、古郡地区、広木・駒 衣地区、根木・阿那志地区、十条地区、小茂田地区、沼上地区における農用地利 用集積計画(案)が作成されました。</p> <p>本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。</p> <p>なお、集積計画が決定となった場合は、町が公告をすることにより、権利の移</p> |
|--|---|

動が生じることとなります。

それでは、議案書39ページの下児玉地区から順に説明させていただきます。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
2,934㎡ 計 2,934㎡、貸手2、借手1、筆数2、借賃 1反あたり
4,000円。

次のページをご覧ください。こちらが下児玉地区の内訳となっております。

続いて、41ページをご覧ください。関地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・使用貸借、面積 畑
3,383㎡ 計 3,383㎡、貸手5、借手1、筆数5

次のページをご覧ください。こちらが関地区の内訳となっております。

続いて、43ページをご覧ください。古郡地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
1,097㎡ 畑 3,274㎡ 計 4,371㎡、貸手2、借手1、筆数3、
借賃 1反あたり3000～4,000円

次のページをご覧ください。こちらが古郡地区の内訳となっております。

続いて、45ページをご覧ください。広木・駒衣地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田 1
2,279㎡ 計 12,279㎡、貸手2、借手1、筆数7、借賃 1反あたり
6,500円

次のページをご覧ください。こちらが広木・駒衣地区の内訳となっております。

続いて、47ページをご覧ください。根木・阿那志地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
1,415㎡ 計 1,415㎡、貸手1、借手1、筆数1、借賃 1反あたり
4,000円

次のページをご覧ください。こちらが根木・阿那志地区の内訳となっております。

続いて、49ページをご覧ください。十条地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
1,100㎡ 計 1,100㎡、貸手1、借手1、筆数1、借賃 1反あたり
4,000円

次のページをご覧ください。こちらが十条地区の内訳となっております。

続いて、51ページをご覧ください。小茂田地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
7,633㎡ 計 7,633㎡、貸手2、借手1、筆数3、借賃 1反あたり
4,000円

次のページをご覧ください。こちらが小茂田地区の内訳となっております。

続いて、53ページをご覧ください。沼上地区の概要表になります。

利用権の期間、種類 令和4年～令和14年の10年間・賃貸借、面積 田
8,469㎡ 計 8,469㎡、貸手4、借手1、筆数6、借賃 1反あたり
4,000円

次のページをご覧ください。こちらが沼上地区の内訳となっております。

以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。

議長

農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。

次に、農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

賛成全員につき、決定とします。

第5号議案 農用地利用配分計画（案）意見について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用配分計画（案）については、先ほど第4号議案で決定された、農地所有者から農地中間管理機構（埼玉県農林公社）へ権利設定された農地を農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分、または既に中間管理機構が集積した農地を再配分する計画の（案）になります。

本議案については、法律（農地中間管理事業の推進に関する法律：19条）で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定め

られており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。

56ページをご覧ください。こちらは下児玉地区の配分計画案になります。この配分計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されております。その右に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては機構が初めて耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されておりますのでご確認いただければと思います。

57ページが関地区の配分計画（案）、58ページが古郡地区の配分計画案、59ページ～64ページは広木・駒衣地区の配分計画案、65ページは根木・阿那志地区の配分計画案、66ページ、67ページは十条地区の配分計画案、68ページは小茂田地区の配分計画案、69ページ～72ページは沼上地区の配分計画案となっております。

内容については、時間の関係で割愛させていただきます。ご了承ください。以上、第5号議案になります。ご審議をお願いいたします。

議長

推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

賛成全員につき、意見なしと決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| 会長代理 | 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第4回の農業委員会総会を終了します。 |
| <p>上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和4年4月25日</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p> | |